

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業 企画提案募集実施要領

この要領は、令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託事業名

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業

2 委託事業の内容等

(1) 委託事業の内容

別紙「令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

3,304,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

3 企画提案の参加資格

(1) 単独で参加しようとする者

本事業の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有し、次の参加資格要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

ウ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度、令和6年度及び令和7年度における製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められ登録されている、もしくは、企画提案書提出期限までに登録が予定されていること。

オ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とし、代表者は上記(1)の全て、構成員は上記(1)ア～ウまで、オ及びカの要件を満たしていること。なお、構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

4 参加手続き

(1) 担当窓口

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課 企画調整係
(重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会事務局)
電話：089-909-8751(直通)
E-mail：chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月29日(木)午後5時まで。

イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報（物品・委託等）」に掲載するほか、上記(1)の担当窓口において配布する。

なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業企画提案募集参加申込書（様式第1号）

イ 提出期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月29日(木)午後5時(必着)とする。

なお、持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、上記(3)イの提出期間内必着で提出すること。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、電話により上記(1)の担当窓口へ確認を行うこと。ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書（様式第1号の1）」及び「委任事項（様式第1号の2）」については、持参又は郵送に限る（委託事業共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。）。

〔送付先アドレス(To)〕 (1)担当窓口アドレスと同様

〔送付先アドレス(Cc)〕 seike-shinya@pref.ehime.lg.jp

kikuchi-misato@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕 重信川サイクリングロード魅力体験事業企画提案参加申込書

(4) 質問票の提出及び回答

ア 提出書類

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業質問票（様式第2号）

イ 受付期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月19日(月)午後5時(必着)とする。

ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの受付期間内必着で提出すること。

なお、メール送信後、電話により上記(1)の担当窓口へ受領の確認を行うこと。

〔送付先アドレス(To)〕 (1)担当窓口アドレスと同様

〔送付先アドレス(Cc)〕 seike-shinya@pref.ehime.lg.jp

kikuchi-misato@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕 重信川サイクリングロード魅力体験事業質問票

エ 回答

質問は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記(4)イの受付期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

オ 回答予定日

令和7年5月23日(金)

(5) 企画提案書の提出

企画提案募集参加者は、次により提案書（1者につき1提案）を提出するものとする。

ア 提出書類（企画提案書）

（ア）企画提案書の構成

規格は原則A4版（任意様式）とし、令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書に基づき、提案者ノウハウや企画等を提案し、特色が分かりやすい内容とすること。

○表紙

表紙には、以下の内容を記載すること。

- ・宛名：重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会会長
- ・タイトル：令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業企画提案書
- ・提出年月日
- ・会社名（正本のみ押印）

○目次

○事業提案内容

項目	内容
全体	・取組の全体像やスキーム、ターゲット、期待される効果などを記載すること。
具体的な事業内容	令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書の6(事業内容)に記載の各項目について、具体的な提案(内容、手法等)と考え方を記載すること。 ・その他、独自提案があれば積極的に記載すること。 ※独自提案箇所が分かるように記載。

○事業実施スケジュール

○事業実施体制

○見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額とし、見積内訳書を添付）

○提案者の概要、事業実績、ノウハウ（設立年月日、資本金、従業員数、過去の実行委員会、愛媛県及び他自治体からの受託実績、事業実績等が分かるもの）

（イ）提出部数

正本1部、副本5部（電子データ（PDF形式）も提出すること。）

（ウ）作成要領

- ・用紙はA4判両面使用とする。ただし、図表等の表現の都合により、用紙規格の変更や片面使用とすることは差し支えない。
- ・ページ番号は目次を除き通し番号とし、用紙の下部に印字すること。

- ・令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書に記載する項目以外で提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。
- ・企画提案は、2(3)委託料の上限額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

イ 提出期限

令和7年6月12日(木)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記(5)イの提出期限内必着で提出することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。

あわせて、電子データ(PDF形式)を電子メールにより提出すること。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、電話により上記(1)の担当窓口へ受領の確認を行うこと。

エ 提出先

上記(1)の担当窓口

〔送付先アドレス(To)〕 (1)担当窓口アドレスと同様

〔送付先アドレス(Cc)〕 seike-shinya@pref.ehime.lg.jp

kikuchi-misato@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕 重信川サイクリングロード魅力体験事業企画提案書

オ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(5)イの提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提案を取り下げる場合、また提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合、令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業企画提案募集参加取り下げ願い書(様式第3号)を提出するものとする。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・実行委員会が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合
- エ 参加資格条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合
- オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 委託契約候補者の選定

(1) 選定方法

提案のあった企画については、別に定める選定審査会(審査委員5名で構成(予定))において、審査を実施し、最も優れた提案として評価した上位1者を委託契約候補者として選定する。

ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して委託契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価する。

項 目	評価ポイント
事業に対する考え方	本事業の背景や目的を理解した提案になっているか。
	本事業のターゲット像について、各種現状分析を行い、具体的に設定しているか。
業務遂行能力	業務遂行能力を有し、実施体制は適正であるか。
	全体スケジュールは具体的に記載されており、無理なく進行管理できるようになっているか。
	過去の業務実績とその内容(成果)はどうか。
提案内容	重信川サイクリングロードとその周辺地域の魅力について具体的に検討し、その魅力を効果的に発信できる内容となっているか。
	提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴ったものとなっているか。
	地域住民に広く広報でき、参加者の創出につながるものとなっているか。
	広報について、その目的を理解し、事業効果を最大化する実施内容、費用配分となっているか。
	事業の効果を定量的、定性的に把握、検証する仕組みが提案されているか。
	独自の発想や提案が盛り込まれているか。
経費	見積経費の積算が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。 また、理解しやすい積算となっているか。

(3) その他

- ・審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。
- ・企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・見積金額が上記2(3)の委託料上限額を超える企画提案は、審査の対象とならないものとする。

6 選定結果の通知

選定審査会による選定結果及び委託契約候補者として選定された者の商号又は名称については、選定審査会終了後速やかに文書で各提案者に通知する。ただし、各提案者の順位や採点結果を通知、公表しない。

なお、選定結果に対する問い合わせには、一切応じないものとする。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価した委託契約候補者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合には別途定める予定価格の範囲内で事業委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、委託契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定を準用し、契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合においては、契約保証金を免除する。

8 公正な企画提案募集の確保

- (1) 企画提案募集の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案募集の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案募集の参加者は、委託契約候補者の選定前に他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案募集の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案募集を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を本企画提案募集に参加させず、又は募集を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び提案書は、委託契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) 企画提案募集及び契約の手續並びに委託事業の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (7) 委託事業における制作物の著作権は実行委員会に帰属するものとする。委託契約期間終了後、実行委員会が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 スケジュール

5月19日(月)	質問票提出期限
5月23日(金)	質問への回答(予定)
5月29日(木)	参加申込書提出期限
6月12日(木)	企画提案書提出期限
6月16日(月)～24日(火)	選定審査会[書面審査](予定)
6月下旬	委託契約候補者の選定結果の通知